

第102回定時株主総会その他の電子提供 措置事項（交付書面省略事項）

■事業報告

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要

■連結計算書類

連結持分変動計算書
連結注記表

■計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
計算書類に係る会計監査報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

協和キリン株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	126百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	153百万円

- 注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために上記の監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社である、Kyowa Kirin, Inc.、Kyowa Kirin International plc、Kyowa Kirin Asia Pacific Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である非財務情報の開示に係るアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社の取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であるキリンホールディングス株式会社の「内部統制システムに関する基本方針」を踏まえ、会社法第362条第4項第6号「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下を定めております。

1. 当社及び子会社（以下、当社グループ）の取締役及び使用人の職務の執行が法令等を遵守すること及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、以下の体制を整備する。
 - ・当社グループのコンプライアンスの基本方針を定めると共に、これを実効化する組織及び規程を整備する。
 - ・コンプライアンスに関する統括組織を設置し、当社グループの役職員に対する教育・啓発活動等を通じてコンプライアンス意識の醸成を図ると共に、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、当社グループの各社に周知する。
 - ・コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。
 - ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
当社の取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に保存・管理を行うと共に、取締役又は監査役に対して閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）
当社グループのリスクを適正に管理するため、以下の体制を整備する。
 - ・当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定めると共に、これを実効化する組織及び規程を整備する。
 - ・リスクマネジメントに関する統括組織を設置し、当社グループ各組織のリスクマネジメント活動を通じて、リスクマネジメントの実効性を確保すると共に、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に対する手順を明確化し、当社グループ各社に周知する。
 - ・リスクマネジメント体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるために、以下の体制を整備する。

- ・職務分掌、職務権限及び意思決定その他の組織に関する規程・基準類を定める。
- ・取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任するほか、必要に応じ当社グループ各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督を行う。
- ・経営戦略会議を設置し、意思決定を迅速化する。
- ・グループ子会社の取締役の職務執行に関する権限及び責任については、各社が業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
- ・当社グループ各社ごとに年度計画を策定し、モニタリング等を通じて定期的に業績管理を行う。

5. 当社グループの取締役の職務執行の報告に関する体制並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するための体制（業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制）

当社グループの取締役の職務執行の報告並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するために、親会社であるキリンホールディングス株式会社のグループ運営の基本方針を踏まえ、以下の体制を整備する。

- ・グループ子会社の主管部署を設置し、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けると共に、重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。
- ・グループ子会社の業務執行に関する責任及び権限を定め、各社業務について内部監査専任組織による監査を実施する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

当社の監査役の求めに応じ、必要があるときは使用者若干名に、監査役の職務の補助業務を担当させる。また、当該使用者としての独立性を確保するため、当該使用者の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定は、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用者が監査役の職務の補助業務を担当するときは、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

7. 当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

① 当社の取締役は監査役に対し以下の報告を行う。

- ・取締役会に付議される事項について、事前にその内容、その他監査役監査上有用と判断される事項。
- ・当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実。
- ・当社グループの取締役又は使用人が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
- ・当社の監査役の同意を要する法定事項。
- ・当社の内部統制システムの整備状況及びその運用状況。

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ隨時に、当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。

② 当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人（当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む）は、当社グループ各社の業務の適正を確保する上で当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、直接当社の監査役に報告することができる。また、当社の監査役は内部通報制度の運用状況について、担当部署から定期的に報告を受けると共に、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告をさせることができる。

8. 前号の報告をした者が当社の監査役に当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めた当社グループ共通の規程類を整備し、当社グループの各社に周知した上で適切に運用する。

9. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等に関する事項

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役等との意見交換会を定期的に開催する。当社の監査役は、内部監査専任組織等と連携した監査を実施することができる。また、当社は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社は「協和キリングループコンプライアンス基本方針」及び、同方針に基づいた「協和キリングループ行動規範」を制定し、国内外のグループ会社に周知、運用しております。さらに内部通報制度（コンプライアンスライン）を国内外のグループ会社で運用しております。コンプライアンス統括部署であるCSR推進部がこれらの体制整備を行うと共に、グループコンプライアンス意識調査、集合研修、e-ラーニング等の教育・啓発活動を通じて、経営トップをはじめ、グループ内におけるコンプライアンス意識の醸成を図っています。また、グループCSR委員会及び日本を含む各地域のリージョナルCSR委員会においてコンプライアンスの徹底状況を含めた報告がなされており、その内容は適時に取締役会に報告されています。

2. 情報保存管理体制

当社は、取締役会等の議事録、りん議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書規程その他関連する規程に基づき、その種類毎に適切な保存期間を設定の上、適切に管理・保存しています。これらの文書については、全ての取締役・監査役が閲覧できるようにしています。

3. リスクマネジメント体制

当社は、当社グループのリスクマネジメント強化のため、「協和キリングループリスクマネジメント基本方針」を制定し、同方針を行動規範に反映すると共に、規程・基準類を定め、グループ各社に周知しています。また、当社はリスクマネジメントシステムにより、CSR推進部が統括して事業にかかるリスクを抽出し、経営戦略会議及びリージョナルCSR委員会では四半期毎のモニタリングを、グループCSR委員会ではリスクマネジメントの総括及び次年度の活動方針の策定を行っています。その内容は適時に取締役会に報告されています。

4. 効率的職務執行体制

当社は、社内規程により取締役会での決議事項等の意思決定のルールを明確化しており、取締役会（当期中に計14回開催）、グローバル経営戦略会議（当期中に計17回開催）、経営戦略会議（当期中に計14回開催）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。また、当社は中期経営計画（2021年1月から2025年12月まで）、年度経営計画（2024年1月から12月まで）に基づき、四半期のモニタリング等を通じて組織的に業績管理を行っています。

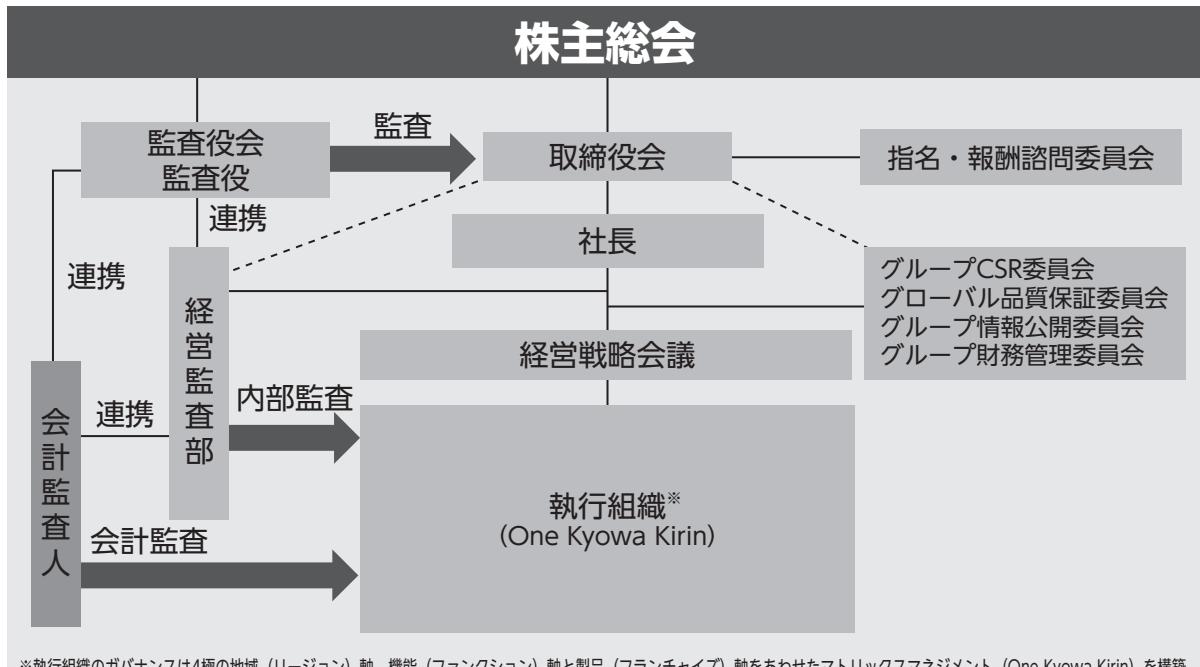
5. 業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制

当社は、当社グループを管理する社内規程のもと、主管部署を定めて管理を行っています。グローバルなグループガバナンスの更なる強化のため、主管部署、機能部門、内部監査部門の責務を明確化した当該規程を運用し、当社グループに関連する基本方針・規程類の整備を行っています。

6. ~10. 監査役関連体制

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、監査役の業務を補助する専任の使用人を設置しています。また、監査役の業務を補助する専任の使用人は、業務執行から独立しており、当社の監査役の指揮命令のみに従っています。当社の監査役は、当社グループの取締役等から重要な事項や監査上有用な事項について適時・適切に報告を受けています。また、当社の監査役は必要に応じて隨時に、当社グループの取締役等に報告を求めるすることができます。内部通報制度（コンプライアンスライン）において、当社取締役に関する通報は直接監査役へ通知される仕組みを導入しています。内部通報制度の運用状況については、CSR推進部、人事部より定期的に報告を受けています。監査役への報告（通報）をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを定めた「グループ内部通報規程」を制定し、国内外グループ各社に周知を行っています。監査役の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っています。また、当社の監査役は当社の代表取締役等との意見交換会を定期的に開催すると共に、内部監査専任組織と緊密な連携を保つことにより、効率的に監査を実施しています。さらに、監査役の要請に応じて当社と当社の主要子会社の会議に出席する機会を確保する等、当社は当社の監査役が実効的に監査を行うための体制を整備しています。

コーポレートガバナンス体制図 (2024年12月31日現在)



※執行組織のガバナンスは4極の地域（リージョン）軸、機能（ファンクション）軸と製品（ランチャイズ）軸をあわせたマトリックスマネジメント（One Kyowa Kirin）を構築

連結持分変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2024年1月1日残高	26,745	464,731	△2,933	338,764	102	8,823
当期利益				59,870		
その他の包括利益						21,837
当期包括利益合計	—	—	—	59,870	—	21,837
剰余金の配当				△30,895		
自己株式の取得			△40,014			
自己株式の処分		△140	109			
自己株式の消却		△36,902	36,902			
株式に基づく報酬取引		45	49		△75	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				3,310		
所有者との取引額合計	—	△36,997	△2,954	△27,585	△75	—
2024年12月31日残高	26,745	427,733	△5,887	371,050	27	30,661

	親会社の所有者に帰属する持分				合計	資本合計		
	その他の資本の構成要素							
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計				
2024年1月1日残高	1,984	—	△1,798	9,112	836,418	836,418		
当期利益				—	59,870	59,870		
その他の包括利益	△596	2,404	1,798	25,444	25,444	25,444		
当期包括利益合計	△596	2,404	1,798	25,444	85,314	85,314		
剰余金の配当				—	△30,895	△30,895		
自己株式の取得				—	△40,014	△40,014		
自己株式の処分				—	△31	△31		
自己株式の消却				—	—	—		
株式に基づく報酬取引				△75	19	19		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△906	△2,404		△3,310	—	—		
所有者との取引額合計	△906	△2,404	—	△3,385	△70,921	△70,921		
2024年12月31日残高	482	—	—	31,171	850,811	850,811		

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 43社

主要な連結子会社の名称

Kyowa Kirin USA Holdings, Inc.、Kyowa Kirin, Inc.、Kyowa Kirin International plc

Kyowa Kirin Asia Pacific Pte. Ltd.、Orchard Therapeutics Limited

Orchard Therapeutics Limitedの全株式を取得したため、同社及びその子会社8社を当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

連結子会社であった協和麒麟（中国）製薬有限公司は、出資持分を新たに設立した特別目的会社に移管の上、同社の全株式を売却したため、連結の範囲から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 14社

主要な持分法適用会社の名称

協和キリン富士フィルムバイオロジクス株式会社、KKI Grunenthal UK HoldCo Ltd、キリンバイオマテリアル株式会社

Cowellnex株式会社

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

当社グループは、償却原価により測定される金融資産については取引日に当初認識しており、それ以外の金融資産については決済日に当初認識しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した金額で測定しています。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で算定しています。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しています。

公正価値で測定される金融商品のうち資本性金融商品については、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(a) 債却原価により測定される金融資産

債却原価により測定される金融資産については、実効金利法による債却原価により測定しています。

(b) 公正価値により測定される金融資産

債却原価により測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定しています。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しています。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振替えています。なお、当該金融資産からの配当金については、明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、金融収益の一部として純損益として認識しています。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。

② 金融資産の減損

債却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

信用リスクが著しく増加しているかどうかについては、各報告日ごとに当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるか否かの評価を行なう際には、契約上の支払期日の経過情報や債務者の経営成績の悪化の情報等を考慮しています。ただし、営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しています。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の割引現在価値に基づいて測定しています。当社グループは、金融資産の予想信用損失を、過去における債務不履行の実績率等の合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報に基づき見積っています。

なお、予想信用損失の見積りの修正に伴う金額は純損益で計上します。

いずれの金融資産においても、履行強制活動を行なってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申し立てる場合など、債務不履行と判断される場合には、信用減損金融資産として取り扱っています。なお、当社グループは、ある金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しています。

③ 金融負債（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループが保有する金融負債については、償却原価で測定される金融負債に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

なお、当該金融負債は発行に直接起因する取引コストを控除した金額で当初測定しています。

(ii) 事後測定

償却原価で測定される金融負債については、実効金利法による償却原価で事後測定しています。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクを管理するために、先物為替予約取引及び通貨スワップ取引のデリバティブを利用しています。これらのデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後も公正価値で再測定しています。公正価値の変動は、原則として、純損益を通じて認識しています。

ただし、当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たす一部のデリバティブについてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用し、以下のように会計処理しています。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しています。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来のその他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振替えています。

⑤ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいざれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所・状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

(2) 重要な償却資産の減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

定額法

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物 : 15～50年

機械装置及び運搬具 : 4～15年

使用権資産：見積耐用年数とリース期間のいざれか短い年数

② 無形資産

定額法

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

販売権 : 5～19年

③ 非金融資産の減損

棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産及び退職給付に係る資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び償却が開始されていない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて、現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は、戻入れていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻入れています。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するため経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

④ 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として、確定給付制度と確定拠出制度を採用しています。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、報告期間の期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しています。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振替えています。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しています。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しています。

② 短期従業員給付

短期従業員給付は、従業員から関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。

有給休暇費用は、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

(5) 収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社グループは、顧客との契約における履行義務を識別し、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しています。当該金額には、消費税や付加価値税等の税務当局の代理で回収した金額は含めていません。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めています。

(i) 製商品の販売から生じる収益

顧客に対する製商品の販売契約ならびに製商品に係る販売権の譲渡契約及びライセンス契約については、顧客へ製商品、販売権またはライセンス（以下「製商品」という。）を引き渡した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

製商品の販売から生じる収益は、主に卸売業者、医療機関、医療保険会社、政府機関に対する割戻や値引等の項目を控除した金額で算定しています。控除調整のうち最も重要なものは、顧客に対する割戻、卸売業者に対するチャージバック、米国公的医療保険制度に係る割戻、期限切れ返品に係る引当です。これらの調整額は、契約内容や過去の実績値等を考慮して算出されますが、見積りに基づくため、実際の発生額を完全に反映していない場合があり、購入機関の種類、最終消費者及び製品の売上構成により変動する可能性があります。

顧客に返金すると見込んでいる対価は、返金負債として計上しています。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いています。

製商品の販売契約における対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しています。なお、重大な金融要素は含んでいません。

(ii) 技術収入

当社グループは、第三者に当社グループの開発品の開発、製造及び販売に係る権利の許諾等を認めたライセンス契約に基づき、技術収入として契約一時金、マイルストン収入及びランニング・ロイヤルティ収入を得ています。ライセンス契約には、ライセンスの許諾以外に当社グループによる財又はサービスの提供がない場合と、製造技術や薬剤の提供等の開発協力、規制当局承認対応、共同販売促進等に関して当社グループによる財又はサービスの提供がある場合があります。

ライセンスの許諾以外の重要な財又はサービスの提供がない場合には、通常、契約一時金はライセンス許諾時点において履行義務の全てが充足されることから、ライセンスを付与した時点で収益を認識しており、開発活動が成功し規制当局の承認が得られたこと等で受領するマイルストン収入は、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルストンが達成される可能性が非常に高くなった時点で収益を認識しています。

また、ライセンスの許諾を含む複数の重要な財又はサービスの提供がある場合には、单一又は複数の履行義務として識別し、当該履行義務に対して契約一時金及びマイルストン収入からなる取引価格を配分し、契約負債として計上した上で、当該履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しています。ライセンス契約に関連する開発協力等の履行義務は、個々のライセンス契約に応じた適切な進捗度をインプット法により測定しています。

ランニング・ロイヤルティ収入及び製剤の売上高合計が一定額を超えたこと等で受領する販売達成マイルストン収入は、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに該当し、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、実際に販売又は使用された時点か、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに配分された履行義務が充足された時点のいずれか遅い時点で収益を認識しています。

ライセンス契約における対価は、ライセンスの付与時点並びにマイルストン達成等の契約に基づく合意時点から主として1年以内に受領しています。なお、重大な金融要素は含んでいません。

(6) 共同開発及び共同販売

当社グループは、当社グループ又は提携先企業の開発品及び製品について、提携先企業との間で共同開発及び共同販売契約を締結しています。

上記契約に基づき、当社グループが、契約の対価として契約一時金のほか、マイルストン収入、及びランニング・ロイヤルティ収入等を提携先企業から受取る権利、又は提携先企業に支払う義務を有します。

また、共同開発活動や共同販売促進活動において、提携先企業との間で費用や利益の折半を行う場合における当社グループの提携先企業への支出、又は当社グループの提携先企業からの収入については、個々の契約内容や取引実態に即して、売上収益、売上原価、販売費及び一般管理費、又は研究開発費に計上又は戻入しています。

アトピー性皮膚炎等を対象としたKHK4083に関するAmgen社への導出契約

2021年6月1日において、当社とAmgen社は、当社が創薬したヒト型抗OX40モノクローナル抗体KHK4083の自己免疫疾患であるアトピー性皮膚炎等を対象とした共同開発・販売に関する契約を締結しました。なお、本契約は米国の独占禁止法に基づく待機期間を終了したことを受け、2021年7月31日に発効しています。

本契約に基づき、Amgen社は本剤の開発や製造を主導し、当社が単独で販売活動を担当する日本を除き、グローバルでの販売活動を主導しています。両社は米国において本剤のコ・プロモーションを行い、当社は米国以外（日本を除く欧州及びアジア）においてコ・プロモーションを行う権利を有しています。Amgen社は、当社に400百万ドルの契約一時金、今後最大850百万ドルのマイルストンと全世界での売上に対するロイヤルティを支払います。両社は、日本を除く全世界での開発費及び米国での販売にかかる費用を折半します。なお、日本を除く全世界の市場における本剤の売上はAmgen社に計上されます。

本契約により受領した契約一時金400百万ドルは、重要な会計方針(5)収益の計上基準に記載のとおり、契約負債に計上し、ライセンスの許諾と一体の製造技術や治験薬の提供等の開発協力及び製造販売承認取得に向けた支援等の当社グループによる重要な財又はサービスの移転が完了する米国での承認取得の見込時期までにわたり、履行義務の充足に応じて当該契約負債を取り崩し、売上収益を認識しています。なお、当連結会計年度において売上収益として認識した金額は8,073百万円となります。

また、共同開発活動及び共同販売活動の準備活動に伴い生じる費用については、その性質に応じて販売費及び一般管理費又は研究開発費に計上しています。

(7) 外貨の換算基準

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算及び決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産については、その他の包括利益として認識しています。取得原価で測定する外貨建ての非貨幣性項目は、引き続き取引日の直物為替レート又はそれに近似するレートで換算しています。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については取引日に近似するレートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(8) のれんに関する事項

企業結合から生じたのれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。のれんの償却を行わず、毎期（第4四半期中）及び減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを実施しています。

(9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しています。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 仕掛研究開発費の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

仕掛研究開発費 103,813百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

仕掛研究開発費は、主に製品、開発品及び技術などの導入契約に伴い取得した無形資産のうち、研究開発等の段階にあり、未だ規制当局の販売承認が得られていないものです。当社グループは、仕掛研究開発費について個別資産ごとに毎期（第4四半期中）及び減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しています。減損テストの回収可能価額は、主として使用価値に基づき算定しています。使用価値の測定においては、当該研究開発品の開発コストの総額、開発成功確率及び将来の販売予測等に見積りを使用しています。これらの見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 販売権の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売権 53,926百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、医薬品の販売権について個別資産ごとに減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しています。減損テストの回収可能価額は、主として使用価値に基づき算定しています。使用価値の測定においては、当該製品の将来の販売予測等に見積りを使用しています。これらの見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融商品の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

関係会社社債 22,500百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社社債は当社の持分法適用会社である協和キリン富士フィルムバイオロジクス株式会社が発行して当社が引受ける社債です。当社は同社債の信用リスクの著しい増加の有無及び12か月の予想信用損失を同社の将来の事業計画に基づき判断しており、当年度の貸倒引当金の計上は不要と判断しています。当該事業計画には、主要な仮定として市場環境を踏まえた見込販売数量及び取引条件等を用いており、これらの見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

その他の金融資産（流動資産）（注） 300百万円

（注）関税法・消費税法に基づく納付延長制度を利用する際の担保として供託している現金です。

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

169,312百万円

3. 保証債務等

保証債務

関連会社の借入金に対する債務保証 4,421百万円

4. 政府補助金により有形固定資産の取得原価から控除している額

1,136百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 525,634,500株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月22日 定時株主総会	普通株式	15,591	29.00	2023年12月31日	2024年3月25日
2024年8月1日 取締役会	普通株式	15,304	29.00	2024年6月30日	2024年9月2日
計	—	30,895	—	—	—

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年3月19日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

① 配当金の総額	15,177百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	29.00円
④ 基準日	2024年12月31日
⑤ 効力発生日	2025年3月21日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 12,200株

金融商品に関する注記

1. 資本管理

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、健全性を維持しつつ成長投資機会に対して機動的に対応できる柔軟性も有した財務基盤を確保することを資本管理方針としています。

2. 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、為替リスク、株価の変動リスク等）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っています。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスクを管理する目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(1) 信用リスク管理

事業活動から生ずる営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されています。

信用リスクとは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

当社グループは、債権回収管理規程に従い、営業債権等について、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタ

リングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、原則として格付の高い金融機関に限定して取引を行っています。

連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を計上しています。なお、営業債権以外の償却原価により測定される金融資産については、12か月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定していますが、過去の実績率や将来の経済状況等を勘案し、金額的に重要性がないと見込まれるものについては貸倒引当金を計上していません。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、充分な手元流動性とコミュニケーション・ペーパーの発行枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

(3) 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、外貨建ての営業債権債務及び在外子会社への外貨建て貸付金等について、為替リスクに晒されています。当社グループの為替リスクは、主に米ドル、ユーロ及び英ポンドの為替変動により発生しています。

外貨建ての営業債権債務については、為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約取引を利用し、在外子会社への外貨建ての貸付金については、先物為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従い実施しています。

(4) 株価の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されています。

資本性金融商品については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

3. 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

（営業債権及びその他の債権、現金及び現金同等物、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産、純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融負債）

資本性金融商品（上場株式）の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しています。資本性金融商品（非上場株式及び出資金）の公正価値については、直近の入手可能な情報に基づく評価技法を用いて算定しています。算定にあたっては、純資産価値等の観察可能でないインプットを利用しておらず、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを加味しています。

デリバティブは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として、取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しています。

4. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期末日で発生したものとして認識しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ金融資産	—	480	—	480
その他の金融資産	—	79	—	79
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
上場株式	46	—	—	46
非上場株式及び出資金	—	—	5,534	5,534
負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融負債	—	(349)	(6,184)	(6,533)

(注) 公正価値ヒエラルキーのレベル1、2の間の振替はありません。

収益認識に関する注記

当社グループは、顧客に対して製商品の販売及び技術の導出を行っています。

1. 収益の分解

当社グループは、売上収益を「地域統括会社別売上収益」と「財又はサービス別売上収益」に分解しています。

(1) 地域統括会社別売上収益

(単位：百万円)

日本	134,675
北米	174,422
EMEA	84,927
アジア/オセアニア	41,615
その他	59,920
合計	495,558

- (注) 1. One Kyowa Kirin 体制（地域（リージョン）軸、機能（ファンクション）軸と製品（フランチャイズ）軸を組合せたグローバルマネジメント体制）における地域統括会社（連結）の製商品の売上収益を基礎として区分しています。
2. EMEAは、ヨーロッパ、中東及びアフリカ等です。
3. アジア／オセアニアには、事業再編に伴い開始された同地域のパートナーへの製品供給による売上収益が含まれています。
4. その他は、技術収入、造血幹細胞遺伝子治療(Orchard Therapeutics社の売上収益)及び受託製造等です。

(2) 財又はサービス別売上収益 (単位：百万円)

製商品	446,786
主要な製品	
日本	
クリースピータ	11,739
ポテリジオ	1,839
ネスプ	2,645
ダルペポエチン アルファ注シリンジ「KKF」	11,577
ダーブロック	12,712
フォゼベル	4,658
レグパラ	491
オルケディア	10,432
ロカルトロール	2,511
オングリザ	3,380
コニール	1,060
ジーラスタ	20,512
フェントス	3,214
リツキシマブBS「KHK」	7,820
ロミブレート	13,922
アレロック	4,146
パタノール	1,258
ドボベット	7,908
ルミセフ	2,693
ノウリアスト	6,943
ハルロピ	4,590
デパケン	2,652
海外	
Crysvita	184,813
Poteligeo	38,094
Libmeldy/Lenmeldy	3,286
Nourianz	8,775
Nesp	9,747
Regpara	3,241
Neulasta/Peglasta	3,439
Gran	5,442
技術収入	48,772
合計	495,558

- (注) 1. 製商品の売上収益は、地域統括会社（連結）の売上収益を基礎とし、日本と海外（日本以外）に分類しています。
2. 技術収入とは、第三者に当社グループの開発品の開発、製造及び販売に係る権利の許諾、並びに技術の使用等を認めたライセンス契約に基づいて得ている契約一時金、マイルストン収入及びランニング・ロイヤルティ収入による売上収益を指します。
2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高の変動

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権	
受取手形及び売掛金	149,410
契約負債	16,145

(注) 契約負債の期首残高のうち認識した収益の金額は、8,131百万円です。また、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額は、41,714百万円であり、主なものは、マイルストン収入及びランニング・ロイヤルティ収入です。なお、当連結会計年度において、連結子会社であった協和麒麟（中国）製薬有限公司が連結の範囲から除外となったことによる契約負債の減少額は627百万円です。

(2) 履行義務の充足時期

技術収入に関する契約における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。なお、実務上の便法を適用しているため、当初の予想残存期間が1年以内の取引は含めていません。

(単位：百万円)

1年以内	8,073
1年超2年以内	8,073
2年超3年以内	—
3年超	—
合計	16,145

企業結合に関する注記

1. 企業結合の概要

当社は、2023年10月5日開催の取締役会において、英国のバイオ医薬品企業Orchard Therapeutics plc（現Orchard Therapeutics Limited、以下「Orchard Therapeutics社」という。）の発行済株式の100%を取得することを決議し、英国2006年会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメント手続きによるOrchard Therapeutics社の全発行済株式の買収は2024年1月24日付で完了しました。この買収により、Orchard Therapeutics社は当社の完全子会社となりました。

(1) 被取得企業の名称、事業内容

被取得企業の名称	Orchard Therapeutics社
事業内容	造血幹細胞遺伝子治療 (HSC-GT) の開発・商業化

(2) 企業結合の主な理由

本件株式取得は、2030年に向けたビジョンの実現に向けたマテリアリティ（重要経営課題）として選定している「革新的な医薬品の創出」のための重要なステップとなります。Orchard Therapeutics社が開発した遺伝子治療のアプローチは、患者さん自身の造血幹細胞の遺伝子を改変し投与することを特徴としており、一度の投与で遺伝性疾患の根本的な原因を治す可能性があります。Orchard Therapeutics社は、造血幹細胞遺伝子治療（hematopoietic stem cell gene therapy、以下「HSC-GT」という。）のリーディング・プロバイダーとして、すでに欧州でライソゾーム病の適応を有するHSC-GTの製品を上市して、また2024年3月に米国でも承認を取得した、本領域において着実に実績を積んでいる会社です。当社は、自社のバイオ医薬品に対する強みとOrchard Therapeutics社が持つ細胞遺伝子治療研究に関する強みを掛け合わせることで、将来のアンメットメディカルニーズを満たす医薬品の開発及びLife-changingな価値の創出を目指します。

(3) 取得日

2024年1月24日

(4) 取得企業が被取得企業の支配を獲得した方法及び取得した議決権付資本持分の割合

当社の連結子会社であるKyowa Kirin International plcが、現金を対価とする株式取得によりOrchard Therapeutics社の議決権株式の100%を取得しています。

(5) 取得対価の公正価値

(単位：百万円)

項目	金額
現金	54,093
条件付対価	3,043
合計	57,135

(注) Orchard Therapeutics社が小児の早期発症型異染性白質ジストロフィー（MLD）の治療法として開発したOTL-200（欧州製品名：Libmeldy/米国製品名：Lenmeldy）について、米国で製造販売承認を取得した場合に、株主は1ADSあたり1.00米ドルを受け取る権利を有するため、取得日時点における当該承認を取得する可能性を見積り、決済見込額3,043百万円を条件付対価として認識していました。その後、2024年3月18日に承認を取得したため、取得日の公正価値と決済見込額の差額335百万円を当連結会計年度に事業構造改善費用として「その他の費用」に計上しています。

2. 取得した資産及び引き受けた負債

取得日に取得した資産及び引き受けた負債は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
非流動資産	35,606
流動資産	13,230
資産合計	48,836
非流動負債	5,021
流動負債	20,815
負債合計	25,836
純資産	23,000

(注) 1. 非流動資産のうち、無形資産に配分された30,848百万円の主な内訳は、販売権17,483百万円、仕掛研究開発費13,305百万円です。

2. 流動資産には、現金及び現金同等物が9,099百万円含まれています。

3. 取得により生じたのれん

(単位：百万円)

項目	金額
取得の対価	57,135
当社グループが取得した識別可能な純資産の公正価値	23,000
取得により生じたのれん	34,135

(注) のれんの主な内容は、Orchard Therapeutics社が保有する、HSC-GTという従来の薬剤とは異なる治療法に必要な研究から開発、製造、サプライチェーンで患者さんに届けるまでの、バリューチェーン全体に係るインフラ及びノウハウであるビジネスプラットフォームの価値を評価したものです。なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

4. 取得の対価と子会社株式の取得による支出額の関係

(単位：百万円)

項目	金額
取得対価合計	57,135
被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	(9,099)
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	48,196

5. 取得関連費用

当企業結合に係る取得関連費用は、1,501百万円です。このうち、624百万円を前連結会計年度に事業構造改善費用として「その他の費用」に、877百万円を当連結会計年度に事業構造改善費用として「その他の費用」に、それぞれ計上しています。

6. 当社グループの業績に与える影響

取得日以降に生じた損益及び取得日が2024年1月1日であると仮定した場合の損益（いわゆる「プロ・フォーマ情報」）については、重要性が乏しいため開示していません。

子会社株式（出資持分）の譲渡に関する注記

1. 取引の概要

当社は、今後の成長戦略を検討する中で、外部環境の変化も踏まえて、中国をはじめとするアジア地域においても欧州と同様にエスタブリッシュト医薬品を含む当社製品をライセンスしてパートナーによる販売活動を行うこととしました。それに伴い、2024年9月30日に、当社の連結子会社であるKyowa Kirin Asia Pacific Pte. Ltd.が保有する協和麒麟（中国）製薬有限公司（以下「対象会社」という。）の出資持分について、新たに設立した特別目的会社に移管の上、同社の全株式を売却する方法によりHong Kong WinHealth Pharma Group Co. Limitedに譲渡しました。この結果、対象会社に対する支配を喪失しています。

2. 受取対価、支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位：百万円)

	当連結会計年度
受取対価	10,221
支配喪失時の資産・負債の内訳	
非流動資産	3,244
現金及び現金同等物	7,416
その他の流動資産	3,246
非流動負債	(541)
親会社からの借入金（注）	(4,503)
流動負債	(3,583)
在外営業活動体の換算差額	(2,429)
子会社株式売却益	7,372

(注) 当社から対象会社への外貨建貸付金であり、2024年12月24日に全額の返済を受けています。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 基本的1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,625.68円 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 113.06円 |

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流動資産	482,103	流動負債	180,878	
現金及び預金	15,715	買掛金	12,949	
売掛金	73,179	未払金	75,250	
商品及び製品	46,265	未払法人税等	514	
仕掛品	9,591	関係会社預り金	67,073	
原材料及び貯蔵品	14,201	契約負債	16,145	
関係会社短期貸付金	301,871	製品回収関連損失引当金	360	
その他	21,280	契約損失引当金	6,040	
固定資産	315,814	その他	2,546	
有形固定資産	79,192	固定負債	4,002	
建物	37,842	契約損失引当金	134	
構築物	2,947	資産除去債務	3,777	
機械及び装置	10,565	その他	91	
工具、器具及び備品	9,275	負債合計	184,879	
土地	4,623	(純資産の部)		
建設仮勘定	11,608	株主資本	612,975	
その他	2,332	資本金	26,745	
無形固定資産	16,500	資本剰余金	103,807	
販売権	10,506	資本準備金	103,807	
その他	5,994	利益剰余金	488,271	
投資その他の資産	220,121	利益準備金	6,686	
投資有価証券	4,568	その他利益剰余金	481,585	
関係会社株式	131,002	別途積立金	297,424	
関係会社社債	22,500	繰越利益剰余金	184,160	
長期前払費用	7,067	自己株式	△5,848	
前払年金費用	11,534	評価・換算差額等	36	
繰延税金資産	40,964	その他有価証券評価差額金	36	
その他	2,490	新株予約権	27	
貸倒引当金	△4	純資産合計	613,038	
資産合計	797,917	負債純資産合計	797,917	

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	286,510
売上原価	105,015
売上総利益	181,495
販売費及び一般管理費	186,116
営業損失	△4,622
営業外収益	
受取利息及び配当金	78,770
為替差益	1,864
その他	594
	81,228
営業外費用	
支払利息	5,523
異常操業度損失	1,213
その他	1,264
	8,000
経常利益	68,606
特別利益	
固定資産売却益	3,310
投資有価証券売却益	2,244
補償損失引当金戻入益	1,482
契約損失引当金戻入益	506
	7,541
特別損失	
減損損失	618
投資有価証券評価損	939
移転価格税制調整金	11,848
事業構造改善費用	6,115
契約損失	1,407
契約損失引当金繰入額	650
製品回収関連損失引当金繰入額	146
製品回収関連損失	48
	21,771
税引前当期純利益	54,376
法人税、住民税及び事業税	1,229
法人税等調整額	△7,524
当期純利益	60,670

株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位:百万円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計		
	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計				
	資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他 利益剰余金 (注)									
当期首残高	26,745	103,807	613	6,686	488,046	△3,000	622,897	1,507	△1,798	△291	102	622,709	
事業年度中の変動額													
積立金等の取崩				—			—					—	
剰余金の配当				△30,895			△30,895					△30,895	
当期純利益				60,670			60,670					60,670	
自己株式の取得					△40,014	△40,014						△40,014	
自己株式の処分			53	△1	263	316						316	
自己株式の消却			△666		△36,236	36,902	—					—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								△1,471	1,798	327	△75	252	
事業年度中の変動額合計	—	—	△613	—	△6,461	△2,848	△9,923	△1,471	1,798	327	△75	△9,671	
当期末残高	26,745	103,807	—	6,686	481,585	△5,848	612,975	36	—	36	27	613,038	

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	1,073	297,424	189,549	488,046
事業年度中の変動額				
積立金等の取崩	△1,073		1,073	—
剰余金の配当			△30,895	△30,895
当期純利益			60,670	60,670
自己株式の取得				
自己株式の処分			△1	△1
自己株式の消却			△36,236	△36,236
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△1,073	—	△5,388	△6,461
当期末残高	—	297,424	184,160	481,585

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） : 定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） : 定額法

(3) リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(3) 製品回収関連損失引当金

回収を決定した製品の返品などに関して発生する支出に備えるため、合理的に見積ることができる金額を計上しています。

(4) 補償損失引当金

補償請求に関して発生する支出に備えるため、合理的な見積りに基づく引当金を計上しています。なお、補償額の確定金額は、引当計上した金額と異なる可能性があります。

(5) 契約損失引当金

共同研究開発契約や製造受委託契約等の履行に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積りに基づく引当金を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(顧客との契約から生じる収益)

当社は、顧客との契約における履行義務を識別し、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しています。当該金額には、消費税や付加価値税等の税務当局の代理で回収した金額は含めていません。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めています。

(1) 製商品の販売から生じる収益

顧客に対する製商品の販売契約ならびに製商品に係る販売権の譲渡契約及びライセンス契約については、顧客へ製商品、販売権またはライセンス（以下「製商品」という。）を引き渡した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

製商品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量又は販売金額に基づくりべートや値引きなどを控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価は、返金負債として計上しています。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いています。

製商品の販売契約における対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しています。なお、重大な金融要素は含んでいません。

(2) 技術収入

当社は、第三者に当社の開発品の開発、製造及び販売に係る権利の許諾等を認めたライセンス契約に基づき、技術収入として契約一時金、マイルストン収入及びランニング・ロイヤルティ収入を得ています。ライセンス契約には、ライセンスの許諾以外に当社による財又はサービスの提供がない場合と、製造技術や薬剤の提供等の開発協力、規制当局承認対応、共同販売促進等に関して当社による財又はサービスの提供がある場合があります。

ライセンスの許諾以外の重要な財又はサービスの提供がない場合には、通常、契約一時金はライセンス許諾時点において履行義務の全てが充足されることから、ライセンスを付与した時点で収益を認識しており、開発活動が成功し規制当局の承認が得られたこと等で受領するマイルストン収入は、事後に収益の重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルストンが達成される可能性が非常に高くなった時点で収益を認識しています。

また、ライセンスの許諾を含む複数の重要な財又はサービスの提供がある場合には、单一又は複数の履行義務として識別し、当該履行義務に対して契約一時金及びマイルストン収入からなる取引価格を配分し、契約負債として計上した上で、当該履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しています。ライセンス契約に関連する開発協力等の履行義務は、個々のライセンス契約に応じた適切な進捗度をインプット法により測定しています。

ランニング・ロイヤルティ収入及び製剤の売上高合計が一定額を超えたこと等で受領する販売達成マイルストン収入は、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに該当し、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、実際に販売又は使用された時点か、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに配分された履行義務が充足された時点のいずれか遅い時点で収益を認識しています。

ライセンス契約における対価は、ライセンスの付与時点並びにマイルストン達成等の契約に基づく合意時点から主として1年以内に受領しています。なお、重大な金融要素は含んでいません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

継延ヘッジ処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替リスクを管理するために、先物為替予約取引及び通貨スワップ取引のデリバティブを利用しています。

なお、投機目的によるデリバティブは保有していません。

(4) ヘッジの有効性

ヘッジの有効性については、ヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより有効であることを評価しています。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

会計上の見積りに関する注記

1. 販売権の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売権 10,506百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、省略しています。

2. 金融商品の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社社債 22,500百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しています。関係会社社債は、当社の持分法適用会社である協和キリン富士フィルムバイオロジクス株式会社が発行して当社が受けている社債であり、同社が債務超過である状況を踏まえて、回収可能性を同社の将来事業計画に基づき判断しています。当社は、当事業年度において同社の将来の事業計画に基づく将来の支払能力を検討した結果、関係会社社債は全額回収可能と判断しております。当該事業計画には、主要な仮定として市場環境を踏まえた見込販売数量及び取引条件等を用いており、これらの見積りが変化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

その他（流動資産）（注） 300百万円

(注) 関税法・消費税法に基づく納付延長制度を利用する際の担保として供託している現金です。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 135,551百万円

3. 保証債務等

保証債務

関連会社の借入金に対する債務保証 4,421百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したもの)を除く)

短期金銭債権 11,875百万円

長期金銭債権 17百万円

短期金銭債務 42,712百万円

5. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物 138百万円

構築物 19百万円

機械及び運搬具 967百万円

工具、器具及び備品 12百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 93,326百万円

仕入高 25,659百万円

その他 29,114百万円

営業取引以外の取引による取引高 98,149百万円

2. 補償損失引当金戻入額

協和発酵バイオ株式会社において生じた法令違反等に起因する表明保証違反及び特別補償事由の発生を理由とする補償請求に関して発生する支出に備えるため、補償損失引当金3,400百万円を計上していましたが、当事業年度において、補償金の支払に伴い全額を取崩し、支払額1,918百万円との差額1,482百万円を「補償損失引当金戻入額」として特別利益に計上しています。

3. 移転価格税制調整金

当社が海外連結子会社へ支払う過年度取引に関する調整金を当事業年度において「移転価格税制調整金」11,848百万円、特別損失に計上しています。

4. 契約損失及び契約損失引当金繰入額

契約の履行に伴い発生した「契約損失」を当事業年度において1,407百万円、契約の履行に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積りに基づく「契約損失引当金繰入額」を当事業年度において650百万円、それぞれ特別損失に計上しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,276,724株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却資産償却超過額	15,491百万円
税務上の前払費用	7,215百万円
契約負債	4,944百万円
退職給付信託	4,781百万円
その他	15,328百万円
繰延税金資産小計	47,759百万円
評価性引当額	△2,517百万円
繰延税金資産合計	45,241百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△3,532百万円
その他有価証券評価差額金	△16百万円
その他	△730百万円
繰延税金負債合計	△4,277百万円
繰延税金資産の純額	40,964百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	キリンホール ディングス (株)	被所有 直接55.2%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注）1	285,775	関係会社 短期貸付金	218,089
				補償金の支払 (注) 2	1,918	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付について、取引金額は期中の平均残高を記載しています。また、親会社との資金貸付の取引については、当社独自の運用方針に従い、貸付金の利率は、貸出期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しています。
- (注) 2. 当社は、2019年2月5日に、当社グループのバイオケミカル事業を担う連結子会社であった協和発酵バイオ株式会社の株式をキリンホールディングス株式会社（以下「キリン社」という。）に対して譲渡する契約書（以下「本株式譲渡契約書」という。）を締結しました。2020年4月17日に、当社は、キリン社から本株式譲渡契約書に基づき、協和発酵バイオ株式会社において生じた法令違反等に起因する表明保証違反及び特別補償事由の発生を理由とする補償請求を受けました。キリン社と協議を続けた結果、2024年8月1日に合意書（以下「本合意書」という。）を締結し、キリン社に対して補償金（以下「本補償金」という。）を支払いました。なお、本補償金の支払は、当社の親会社との取引であることから、少数株主の利益保護の観点の下、独立社外役員のみで構成される意見交換会での本合意書の締結の目的の正当性、本合意書の締結に係る手続及び交渉過程の公正性、本合意書に定める補償額等の諸条件の妥当性、本合意書の締結が少数株主にとって不利益なものでないかに係る協議を踏まえた上で、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しています。

2. 子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Kyowa Kirin International plc	所有 直接100.0%	資金の預り 役員の兼任	資金の預り(注) 1	99,517	関係会社預り金	56,728
				配当金の受取	72,000	—	—
子会社	Kyowa Kirin Services Ltd	所有 間接100.0%	営業上の取引	移転価格税制調整金(注) 3	11,848	未払金	15,523
				ロイヤルティの支払(注) 2	13,679	未払特許料	17,278
子会社	Kyowa Kirin USA Holdings, Inc.	所有 直接100.0%	増資の引受 役員の兼任	増資の引受(注) 4	8,880	—	—
子会社	Kyowa Kirin, Inc.	所有 間接100.0%	営業上の取引 資金の貸付	製品の販売(注) 2	74,860	売掛金	—
				資金の貸付(注) 1	8,805	関係会社短期貸付金	53,362
子会社	Orchard Therapeutics Limited	所有 間接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注) 1	19,458	関係会社短期貸付金	27,409
関連会社	協和キリン富士フィルムバイオロジクス(株)	所有 直接50.0%	資金の貸付 役員の派遣	社債の償還(注) 1	1,000	関係会社社債	22,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び預りについては、取引金額は期中の平均残高を、社債の償還に係わる取引金額については期中の償還金額を記載しています。
 また、貸付金、預り金及び社債の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
- (注) 2. 製品の販売及びロイヤルティの支払については、市場価格等を勘案し決定しています。
 なお、ロイヤルティの支払の「取引金額」及び未払特許料の「期末残高」には、当社独自の見積りを含んでいます。
- (注) 3. 移転価格税制調整金については、当社が同社へ支払う過年度取引に関する調整金を特別損失に計上したものです。
- (注) 4. 増資の引受については、同社が行った増資を全額引き受けたものです。

3. 兄弟会社等

(単位 百万円)

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	キリンエンジニアリング(株)	なし	設備の購入	設備の購入、建設工事業務及び保全業務 (注)	11,618	未払金	5,723

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 設備の購入、建設工事業務及び保全業務については、市場価格を勘案して合理的に決定しています。

4. 役員及び個人主要株主等

(単位 百万円)

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	宮本 昌志	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分 (注)	29	—	—
	大澤 豊	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分 (注)	18	—	—
	山下 武美	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分 (注)	14	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 謾渡制限付株式報酬に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものです。

自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会決議の日の直前営業日の東京証券取引所における、当社普通株式の終値に基づいて決定しています。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,171.30円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 114.57円 |

企業結合に関する注記

連結注記表「企業結合に関する注記」をご参照ください。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月10日

協和キリン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	神 塚 黙
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	石 井 伸 幸
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	岩 崎 宏 明
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協和キリン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上